

香川県報



号外7

平成17年

3月29日(火曜日)

目次

（●印は、農法規集掲載事項）ページ

規則

●香川県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 1

規則

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十九号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和二十九年香川県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、第五号様式（その九）による納入書を使用して納入し、又は第五号様式（その十）による納付書を使用して納付する場合には、県外の郵便局とする。

第十条第三項第二号中「第四十八条第一項」を「第四十八条第一項又は第二項」に改める。

第二十条中「第四十八条第一項」を「第四十八条第一項又は第二項」に、「同項」を「同条第一項」に改める。

第十二号様式注釈を次のとおり改める。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第十二号様式注釈を次のとおり改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

第四号様式（その一）及び第四号様式（その二）中

「1 この税金の賦課決定について不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。」

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

「1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことに

つき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

号の。

税関庁長官(No.11) 税関一長官の号の。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

税関庁長官(No.12) 中

1 この税金の賦課決定について不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ

は提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

号の。

税関庁長官(No.13) 税関一長官の号の。 税関一長官の号の。 税関一長官の号の。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

税関庁長官(No.14) 改訂税関庁長官(No.15) 中

1 この変更について不服があるときは、この変更納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決

<p>があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起 することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま す。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなけれ ば提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3 月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ず る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことに つき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起する ことができます。</p> <p>1</p> <p>振込№。</p> <p>振込口座名(振込) 共済一社(株)の口座名。</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日 から起算して60日以内に、香川県知事に書面で異議申立てをすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後、その決 定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提 起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となり ます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなけ れば提起することができないこととされていますが、異議申立てがあつた日か ら3月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により 生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないこ とにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起 することができます。</p> <p>振込口座名(振込) 共済一社(株) 振込一社(株) 振込一社(株) 振込一社(株) (振込) 共済一社(株) 振込一社(株) 振込一社(株) 振込一社(株)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日 から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決</p>	<p>があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起 することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま す。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなけれ ば提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3 月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ず る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことに つき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起する ことができます。</p> <p>振込№。</p> <p>振込口座名(振込) の口座名。</p>
---	--

第5号様式(その9)(第3条関係)
(第1片)

香川県		県民税利子割納入書 兼納入済通知書(払込取扱票)		公	
口座番号		年 月 日提出		億 千 百 十 万 千 百 十 円	
加入者名		特別徴収番号		処理事項	
支払金額		納入金額		上記のとおり納入(通知)します。 県民税利子割特別徴収税額計算書 (納入済通知書は、香川県保管) 義務特別徴収業者取扱等(電話) 県・営 所在地及び名称	
税 額	延滞金	合計	合計		
01	02	03	04		
10	07	20	10		
種 類		種 類		課税事務所	
01 公社債利子 07 郵便貯金利子		10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益		取りまとめ店	
区 分		課 税		領 収 日 付 印	
11 非居住者・外国人 12 その他		11 億 千 百 十 万 千 百 十 円 12 億 千 百 十 万 千 百 十 円 13 億 千 百 十 万 千 百 十 円 14 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
計		計			
摘 要		摘 要			

(第2片)

県民税利子割領収証書

公

香川県

口座番号

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

加入者名

特別徴収
義務者番号

年 月 分

年 月 日提出

支払金額 01 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

税額 02

延滞金 03

合計 04

処理事項

上記のとおり領収しました。
(納入者保管)
県民税利子割特別徴収税額計算書

種類

01	公社債利子	10	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益
07	郵便貯金利子	20	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益

区 分

11	課 税	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	億 千 百 十 万 千 百 十 円
12	非居住者・ 外国法人		
13	その他		
14	計		

摘要

特別徴収業者等
取扱番
(電話)

県・营 所在地及び名称
殿

領収口付印

第5号様式(その10)(第3条関係)
(納付書の表面)

払込取扱票 公										払込料 金 加 入 者 負 担																								
加入者名					口座番号					百	十	万	千	百	十	番	金 額	千	百	十	万	千	百	十	円	備 考								
納税者の住所及び氏名又は名称																																		
払込人住所氏名・通信欄										ID	税目	徴収番号	年度	期別	申告区分	申告決議日	事																	
										納税者番号		CD																						
										納期限 延滞金計算 基準日		税額		延滞金額		計		円		円		円												
										受付局日付印																								

裏面の注意事項をお読みください。(私製承認 第 号)

これより下部には何も記入しないでください。

切り取らないで郵便局にお出しください。

払込金受領証 公															払込料 金 加 入 者 負 担																		
口座番号										百	十	万	千	百	十	番	金 額								千	百	十	万	千	百	十	円	備 考
加入者名																																	
金額										千	百	十	万	千	百	十	円																
払込人住所氏名																																	
備考										受付局日付印																							

(納付書の裏面)

この受領証は、郵便局で機械処理をした場合は郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。

ご注意
この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

注意

延滞金額の欄に表示があるときは、延滞金計算基準日に完納されたものとして、その日までの延滞日数で計算しています。

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、^{1年}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

振込印整付印

「この過料処分について不服があるときは、この納額告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。

号

振込印整付 (号) 印

「1 この督促状に係る督促の処分について、不服があるときは、督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

「1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

号

振込印整付 (号) 書印 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号

「 審査請求 」「 異議申立て 」「 判決 」「

決定 」「 号

振込印整付 (号) 印

「1 督促の処分について不服があるときは、督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

「1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。

号

振込申渡状の提出

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりません。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

振込申渡状の提出

「4 この処分について不服があるときは、この催告書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

「4 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりません。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことに

つき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

振込

振込申渡状の提出

1 果たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

振込申渡状の提出

「1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりません。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

振込申渡状の提出

備考 果たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

振込申渡状の提出

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で異議申立てをすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となり

<p>ます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>衆議院の議決によるもの。</p> <p>備考 軽油引取税にあつては、「異議申立て」とあるのは「審査請求」と、「決定」とあるのは「判決」とする。</p> <p>衆議院の議決によるもの。</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>衆議院の議決によるもの。</p> <p>備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。</p> <p>衆議院の議決によるもの。</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日</p>	<p>から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>衆議院の議決によるもの。</p> <p>備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。</p> <p>衆議院の議決によるもの。</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>衆議院の議決によるもの。</p>
--	---

<p>備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。</p> <p>県三十八号様状(№61) 共願ノ次ノウレヨク第6号 県三十八号様状(№61) 共願ノ次ノウレヨク第6号</p> <p>2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>県三十七号様状(№61) 共願ノ次ノウレヨク第6号</p> <p>2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で異議申立てをすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起</p>	<p>することができます。</p> <p>県三十八号様状(№61) 共願ノ次ノウレヨク第6号 県三十八号様状(№61) 共願ノ次ノウレヨク第6号</p> <p>2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>県三十七号様状(№61) 共願ノ次ノウレヨク第6号</p> <p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
--	--

振四十六号郵便局の代表者。

備考 県たばこ税にあつては「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」と、連結法人の法人税割にあつては「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と、特定信託に係る法人税割及び法人事業税にあつては「事業年度」とあるのは「計算期間」とする。

振四十六号郵便局の代表者。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

振四十六号郵便局の代表者。

1 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

振四十六号郵便局の代表者。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

振四十六号郵便局の代表者。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

振四十六号郵便局の代表者。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

振四十六号郵便局の代表者。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

す。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十次評議会の決議によるもの。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

第四十次評議会(の六一)決議によるもの。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十次評議会(の六一)決議によるもの。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

第四十次評議会(の六一)決議によるもの。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日か

ら起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十二次評議会(の六一)決議によるもの。

2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十二次評議会(の六一)決議によるもの。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

第四十二次評議会(の六一)決議によるもの。

2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日

から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

県四十七号法律第(㏽〇〇)号第(㏽)条第(㏽)項第(㏽)号。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

県六十七号法律第(㏽〇〇)号第(㏽)条第(㏽)項第(㏽)号。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

県六十七号法律第(㏽〇〇)号第(㏽)条第(㏽)項第(㏽)号。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日

から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

県六十七号法律第(㏽〇〇)号第(㏽)条第(㏽)項第(㏽)号。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

県六十七号法律第(㏽〇〇)号第(㏽)条第(㏽)項第(㏽)号。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

県六十七号法律第(㏽〇〇)号第(㏽)条第(㏽)項第(㏽)号。

<p>備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。</p> <p>県六十七号法律(ヤク) 共編一巻の五の二の三</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の履行により生ず</p>	<p>る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>県六十七号法律(ヤク) 共編一巻の五の二の三</p> <p>備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。</p> <p>県六十七号法律(ヤク) 共編一巻の五の二の三</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま</p>
--	--

す。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

振代十七郎様に対する処分取消しの訴え

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

振代十七郎様に対する処分取消しの訴え

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

振代十七郎様に対する処分取消しの訴え

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

振代十七郎様に対する処分取消しの訴え

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日

から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

振代十七郎様に対する処分取消しの訴え

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。

振代十七郎様に対する処分取消しの訴え

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

振代十七郎様に対する処分取消しの訴え

<p>備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。</p> <p>振込申付書(No.1) 控訴申付書の提出</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないときは、処分、処分の執行又は手続の履行により生ず</p>	<p>る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>振込申付書(No.1) 控訴申付書の提出</p> <p>備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。</p> <p>3 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日を経過する日と地方税法第19条の4第4号に規定する日のいずれか早い日までに、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないときは、処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>振込申付書(No.1) 控訴申付書の提出</p> <p>備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「判決」とあるのは「決定」とする。</p> <p>控 訴 1) 控訴書は、控訴申付書に添付する。</p>
---	---

平成十七年三月二十九日印刷発行

印刷発行所
香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています